

令和7年

第2回能登町議会3月定例会議
議 案

能 登 町

令和 7 年 第 2 回能登町議会 3 月定例会議 議案

議 案 番 号	議 案 名	頁
議案第 1 3 号	令和 7 年度能登町一般会計予算	別冊
議案第 1 4 号	令和 7 年度能登町国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 1 5 号	令和 7 年度能登町後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 1 6 号	令和 7 年度能登町介護保険特別会計予算	別冊
議案第 1 7 号	令和 7 年度能登町水道事業会計予算	別冊
議案第 1 8 号	令和 7 年度能登町下水道事業会計予算	別冊
議案第 1 9 号	令和 7 年度能登町病院事業会計予算	別冊
議案第 2 0 号	令和 6 年度能登町一般会計補正予算（第 1 0 号）	別冊
議案第 2 1 号	令和 6 年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 2 2 号	令和 6 年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 2 3 号	令和 6 年度能登町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 2 4 号	令和 6 年度能登町水道事業会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 2 5 号	令和 6 年度能登町下水道事業会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 2 6 号	令和 6 年度能登町病院事業会計補正予算（第 2 号）	別冊

議 案 番 号	議 案 名	頁
議案第 2 7 号	能登町組織条例の一部を改正する条例について	5 頁
議案第 2 8 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	8 頁
議案第 2 9 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	1 2 頁
議案第 3 0 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	1 5 頁
議案第 3 1 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	1 7 頁
議案第 3 2 号	能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	2 0 頁
議案第 3 3 号	能登町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	2 2 頁
議案第 3 4 号	能登広域勤労青少年ホーム条例の廃止について	4 5 頁
議案第 3 5 号	能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	4 7 頁
議案第 3 6 号	能登町児童センター条例の一部を改正する条例について	5 1 頁
議案第 3 7 号	能登町真脇遺跡縄文館等施設条例の制定について	5 8 頁
議案第 3 8 号	能登町立学校設置条例の一部を改正する条例について	6 1 頁
議案第 3 9 号	請負契約の締結の変更について	6 3 頁
議案第 4 0 号	請負契約の締結の変更について	6 4 頁
議案第 4 1 号	請負契約の締結の変更について	6 5 頁

議 案 番 号	議 案 名	頁
議案第 4 2 号	請負契約の締結について	6 6 頁
議案第 4 3 号	請負契約の締結について	6 7 頁
議案第 4 4 号	請負契約の締結について	6 8 頁
議案第 4 5 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	6 9 頁
議案第 4 6 号	能登町農業委員会委員の任命について	7 1 頁

議案第 2 7 号

能登町組織条例の一部を改正する条例について

能登町組織条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 大 森 凡 世

能登町組織条例の一部を改正する条例

能登町組織条例（平成17年能登町条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
（課の設置） 第2条 前条に規定する組織として、次の課を置く。 （1）～（8） （略） <u>（9） 復興住宅課</u> <u>（10）</u> （略） （分掌事務） 第3条 課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 （1）～（7） （略） （8） 建設水道課 ア （略） <u>イ</u> （略） <u>（9） 復興住宅課</u> <u>ア 建築に関する事項</u> <u>イ 住宅に関する事項</u> <u>（10）</u> （略）	（課の設置） 第2条 前条に規定する組織として、次の課を置く。 （1）～（8） （略） <u>（9）</u> （略） （分掌事務） 第3条 課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 （1）～（7） （略） （8） 建設水道課 ア （略） <u>イ 建築に関する事項</u> <u>ウ 町営住宅に関する事項</u> <u>エ</u> （略） <u>（9）</u> （略）

改正案	現行
附 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。	

議案第 2 8 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 大 森 凡 世

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年能登町条例第33号）の一部を次のように改正する。
 次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の3 （略） 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3～5 （略） （介護休暇） 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第17条の2第1項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が規則の	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の3 （略） 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3～5 （略） （介護休暇） 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者

改正案	現行
定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 （略） <u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</u> <u>第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u>	の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 （略）

改正案	現行
<u>(勤務環境の整備に関する措置)</u> <u>第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 29 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 大 森 凡 世

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年能登町条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和4年能登町条例第32号。以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。	附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和4年能登町条例第32号。以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

改正案	現行
附 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。	

議案第 3 0 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 大 森 凡 世

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 職員の育児休業等に関する条例（平成17年能登町条例第34号）の一部を次のように改正する。
 次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
（部分休業の承認） 第21条 （略） 2 （略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	（部分休業の承認） 第21条 （略） 2 （略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。
附 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。	

議案第 3 1 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 大 森 凡 世

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年能登町条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案				現行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
職名		報酬の額		職名		報酬の額	
(略)				(略)			
スポーツ推進委員		年額	18,000円	スポーツ推進委員		年額	18,000円
選挙長	日額	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項に規定する額。ただし、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条及び第27条の規定により交代制を適用した場合は、別に定める。					
投票所の投票管理者							
期日前投票所の投票管理者							
開票管理者							
投票所の投票立会人							
期日前投票所の投票立会人							

改正案			現行	
開票立会人				
選挙立会人				
条例に基づき設置した委員会	委員長は、日額5,700円、委員は、日額5,200円。ただし、大学教授、弁護士、医師は、日額12,000円を限度として定めることができる。		条例に基づき設置した委員会	委員長は、日額5,700円、委員は、日額5,200円。ただし、大学教授、弁護士、医師は、日額12,000円を限度として定めることができる。
附 則 この条例は、公布の日から施行する。				

議案第 3 2 号

能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び
特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定
個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 大 森 凡 世

能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年能登町条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) （略） (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) （略）	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) （略） (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) （略）
附 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。	

議案第 33 号

能登町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

能登町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

石川県鳳珠郡能登町長 大 森 凡 世

能登町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
 能登町会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年能登町条例第8号）の一部を次のように改正する。
 次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案		現行	
（外国語指導助手の報酬） 第32条 第19条から前条の規定にかかわらず、外国語指導助手として任用されるものの報酬は、 <u>月額335,000円以上360,000円</u> の範囲内とする。 2 （略） 別表第1（第3条関係）会計年度任用職員給料表 行政職給料表		（外国語指導助手の報酬） 第32条 第19条から前条の規定にかかわらず、外国語指導助手として任用されるものの報酬は、 <u>月額280,000円以上330,000円</u> の範囲内とする。 2 （略） 別表第1（第3条関係）会計年度任用職員給料表 行政職給料表	
職務の級	1級	職務の級	1級
号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
1	<u>183,500</u>	1	<u>162,100</u>
2	<u>184,600</u>	2	<u>163,200</u>
3	<u>185,800</u>	3	<u>164,400</u>
4	<u>186,900</u>	4	<u>165,500</u>

改正案			現行		
5	<u>188,000</u>		5	<u>166,600</u>	
6	<u>189,700</u>		6	<u>167,700</u>	
7	<u>191,300</u>		7	<u>168,800</u>	
8	<u>192,900</u>		8	<u>169,900</u>	
9	<u>194,500</u>		9	<u>170,900</u>	
10	<u>196,200</u>		10	<u>172,300</u>	
11	<u>197,800</u>		11	<u>173,600</u>	
12	<u>199,400</u>		12	<u>174,900</u>	
13	<u>201,000</u>		13	<u>176,100</u>	
14	<u>202,700</u>		14	<u>177,600</u>	
15	<u>204,400</u>		15	<u>179,100</u>	
16	<u>206,100</u>		16	<u>180,700</u>	
17	<u>207,400</u>		17	<u>181,800</u>	

改正案			現行		
18	<u>209,000</u>		18	<u>183,200</u>	
19	<u>210,600</u>		19	<u>184,600</u>	
20	<u>212,100</u>		20	<u>186,000</u>	
21	<u>213,600</u>		21	<u>187,300</u>	
22	<u>215,200</u>		22	<u>189,600</u>	
23	<u>216,800</u>		23	<u>191,800</u>	
24	<u>218,400</u>		24	<u>194,000</u>	
25	<u>220,000</u>		25	<u>196,200</u>	
26	<u>221,700</u>		26	<u>197,900</u>	
27	<u>223,000</u>		27	<u>199,400</u>	
28	<u>224,300</u>		28	<u>200,900</u>	
29	<u>225,600</u>		29	<u>202,400</u>	
30	<u>226,700</u>		30	<u>203,800</u>	

改正案			現行		
31	<u>227,800</u>		31	<u>205,200</u>	
32	<u>228,900</u>		32	<u>206,600</u>	
33	<u>230,000</u>		33	<u>208,000</u>	
34	<u>231,100</u>		34	<u>209,300</u>	
35	<u>232,200</u>		35	<u>210,600</u>	
36	<u>233,300</u>		36	<u>211,900</u>	
37	<u>234,400</u>		37	<u>213,200</u>	
38	<u>235,400</u>		38	<u>214,400</u>	
備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。			備考 この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。		

改正案			現行		
別表第2（第3条関係） ア 医療職給料表（一）			別表第2（第3条関係） ア 医療職給料表（一）		
職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
	円	円		円	円
1	<u>291,400</u>	<u>370,000</u>	1	<u>264,700</u>	<u>346,600</u>
2	<u>293,700</u>	<u>372,600</u>	2	<u>267,200</u>	<u>349,600</u>
3	<u>296,000</u>	<u>375,100</u>	3	<u>269,600</u>	<u>352,400</u>
4	<u>298,200</u>	<u>377,600</u>	4	<u>272,000</u>	<u>355,300</u>
5	<u>300,300</u>	<u>380,100</u>	5	<u>274,100</u>	<u>357,800</u>
6	<u>303,800</u>	<u>382,800</u>	6	<u>277,600</u>	<u>360,800</u>
7	<u>307,300</u>	<u>385,500</u>	7	<u>281,100</u>	<u>363,800</u>
8	<u>310,700</u>	<u>388,100</u>	8	<u>284,500</u>	<u>366,600</u>
9	<u>314,100</u>	<u>390,200</u>	9	<u>288,100</u>	<u>368,700</u>

改正案				現行			
10	<u>317,600</u>	<u>392,700</u>		10	<u>291,600</u>	<u>371,200</u>	
11	<u>321,000</u>	<u>395,200</u>		11	<u>295,200</u>	<u>373,900</u>	
12	<u>324,400</u>	<u>397,700</u>		12	<u>298,700</u>	<u>376,400</u>	
13	<u>327,800</u>	<u>400,300</u>		13	<u>302,200</u>	<u>379,100</u>	
14	<u>331,300</u>	<u>403,000</u>		14	<u>306,100</u>	<u>382,500</u>	
15	<u>334,700</u>	<u>405,600</u>		15	<u>310,000</u>	<u>385,500</u>	
16	<u>338,100</u>	<u>408,100</u>		16	<u>313,600</u>	<u>388,800</u>	
17	<u>341,500</u>	<u>410,500</u>		17	<u>317,200</u>	<u>391,800</u>	
18	<u>344,600</u>	<u>412,700</u>		18	<u>320,700</u>	<u>394,400</u>	
19	<u>347,700</u>	<u>414,800</u>		19	<u>324,200</u>	<u>396,800</u>	
20	<u>350,800</u>	<u>416,900</u>		20	<u>327,700</u>	<u>399,300</u>	
21	<u>354,000</u>	<u>419,000</u>		21	<u>331,300</u>	<u>401,900</u>	
22	<u>357,100</u>	<u>420,500</u>		22	<u>335,000</u>	<u>403,900</u>	
23	<u>360,200</u>	<u>422,000</u>		23	<u>338,400</u>	<u>405,500</u>	

改正案				現行			
24	<u>363, 200</u>	<u>423, 500</u>		24	<u>341, 700</u>	<u>407, 100</u>	
25	<u>366, 200</u>	<u>424, 900</u>		25	<u>345, 000</u>	<u>408, 800</u>	
26	<u>368, 500</u>	<u>426, 400</u>		26	<u>347, 500</u>	<u>411, 000</u>	
27	<u>370, 800</u>	<u>427, 900</u>		27	<u>350, 000</u>	<u>413, 100</u>	
28	<u>373, 000</u>	<u>429, 300</u>		28	<u>352, 300</u>	<u>415, 100</u>	
29	<u>374, 900</u>	<u>430, 700</u>		29	<u>354, 400</u>	<u>417, 200</u>	
30	<u>376, 600</u>	<u>432, 200</u>		30	<u>356, 100</u>	<u>419, 300</u>	
31	<u>378, 300</u>	<u>433, 700</u>		31	<u>357, 800</u>	<u>420, 900</u>	
32	<u>380, 100</u>	<u>435, 100</u>		32	<u>359, 600</u>	<u>422, 600</u>	
33	<u>381, 900</u>	<u>436, 500</u>		33	<u>361, 500</u>	<u>424, 500</u>	
34	<u>383, 700</u>	<u>438, 000</u>		34	<u>363, 700</u>	<u>426, 000</u>	
35	<u>385, 300</u>	<u>439, 500</u>		35	<u>365, 800</u>	<u>427, 800</u>	
36	<u>386, 700</u>	<u>440, 900</u>		36	<u>367, 800</u>	<u>429, 600</u>	
37	<u>388, 100</u>	<u>442, 300</u>		37	<u>369, 700</u>	<u>431, 500</u>	

改正案				現行			
38	<u>389, 600</u>	<u>443, 700</u>		38	<u>371, 900</u>	<u>433, 500</u>	
39	<u>391, 100</u>	<u>445, 100</u>		39	<u>374, 000</u>	<u>435, 300</u>	
40	<u>392, 600</u>	<u>446, 500</u>		40	<u>376, 000</u>	<u>437, 200</u>	
41	<u>394, 100</u>	<u>447, 900</u>		41	<u>378, 000</u>	<u>439, 000</u>	
42	<u>394, 800</u>	<u>449, 300</u>		42	<u>378, 700</u>	<u>440, 700</u>	
43	<u>395, 400</u>	<u>450, 700</u>		43	<u>379, 300</u>	<u>442, 400</u>	
44	<u>396, 100</u>	<u>452, 100</u>		44	<u>380, 000</u>	<u>444, 200</u>	
45	<u>397, 000</u>	<u>453, 500</u>		45	<u>380, 900</u>	<u>446, 000</u>	
46	<u>397, 600</u>	<u>454, 900</u>		46	<u>382, 200</u>	<u>447, 800</u>	
47	<u>398, 200</u>	<u>456, 300</u>		47	<u>383, 500</u>	<u>449, 500</u>	
48	<u>398, 800</u>	<u>457, 700</u>		48	<u>384, 800</u>	<u>451, 200</u>	
49	<u>399, 400</u>	<u>459, 100</u>		49	<u>385, 600</u>	<u>452, 800</u>	
50	<u>399, 900</u>	<u>460, 800</u>		50	<u>386, 400</u>	<u>454, 500</u>	
51	<u>400, 400</u>	<u>462, 400</u>		51	<u>387, 200</u>	<u>456, 200</u>	

改正案				現行			
52	<u>400, 900</u>	<u>464, 000</u>		52	<u>387, 700</u>	<u>457, 900</u>	
53	<u>401, 400</u>	<u>465, 600</u>		53	<u>388, 500</u>	<u>459, 800</u>	
54	<u>401, 800</u>	<u>466, 800</u>		54	<u>389, 300</u>	<u>461, 000</u>	
55	<u>402, 200</u>	<u>468, 000</u>		55	<u>390, 000</u>	<u>462, 200</u>	
56	<u>402, 600</u>	<u>469, 100</u>		56	<u>390, 700</u>	<u>463, 400</u>	
57	<u>403, 000</u>	<u>470, 100</u>		57	<u>391, 400</u>	<u>464, 400</u>	
58	<u>403, 400</u>	<u>471, 100</u>		58	<u>392, 300</u>	<u>465, 400</u>	
59	<u>403, 800</u>	<u>472, 000</u>		59	<u>393, 000</u>	<u>466, 300</u>	
60	<u>404, 200</u>	<u>472, 800</u>		60	<u>393, 600</u>	<u>467, 100</u>	
61	<u>404, 600</u>	<u>473, 500</u>		61	<u>394, 100</u>	<u>467, 900</u>	
62	<u>405, 000</u>			62	<u>394, 600</u>		
63	<u>405, 400</u>			63	<u>395, 000</u>		
64	<u>405, 800</u>			64	<u>395, 400</u>		
65	<u>406, 100</u>			65	<u>395, 700</u>		

改正案				現行			
イ 医療職給料表（二）				イ 医療職給料表（二）			
職務の級	1級	2級	3級	職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円		円	円	円
1	<u>188,600</u>	<u>227,400</u>	<u>258,500</u>	1	<u>167,200</u>	<u>202,800</u>	<u>236,100</u>
2	<u>190,700</u>	<u>228,700</u>	<u>259,700</u>	2	<u>168,600</u>	<u>204,400</u>	<u>237,400</u>
3	<u>192,800</u>	<u>230,000</u>	<u>260,800</u>	3	<u>170,000</u>	<u>205,900</u>	<u>238,700</u>
4	<u>194,900</u>	<u>231,300</u>	<u>261,900</u>	4	<u>171,400</u>	<u>207,300</u>	<u>239,900</u>
5	<u>196,900</u>	<u>232,500</u>	<u>263,000</u>	5	<u>172,700</u>	<u>208,800</u>	<u>241,100</u>
6	<u>198,900</u>	<u>233,600</u>	<u>263,800</u>	6	<u>174,500</u>	<u>210,000</u>	<u>242,300</u>
7	<u>200,900</u>	<u>234,600</u>	<u>264,600</u>	7	<u>176,200</u>	<u>211,200</u>	<u>243,400</u>
8	<u>202,700</u>	<u>235,600</u>	<u>265,400</u>	8	<u>177,800</u>	<u>212,400</u>	<u>244,500</u>
9	<u>204,500</u>	<u>236,700</u>	<u>266,200</u>	9	<u>179,400</u>	<u>213,800</u>	<u>245,400</u>
10	<u>206,400</u>	<u>237,900</u>	<u>267,000</u>	10	<u>181,100</u>	<u>215,300</u>	<u>246,500</u>

改正案				現行			
11	<u>208,300</u>	<u>239,200</u>	<u>267,800</u>	11	<u>182,700</u>	<u>216,800</u>	<u>247,800</u>
12	<u>210,400</u>	<u>240,500</u>	<u>268,600</u>	12	<u>184,600</u>	<u>218,300</u>	<u>248,900</u>
13	<u>212,100</u>	<u>241,800</u>	<u>269,400</u>	13	<u>186,000</u>	<u>219,700</u>	<u>250,200</u>
14	<u>214,100</u>	<u>243,100</u>	<u>270,200</u>	14	<u>187,800</u>	<u>221,200</u>	<u>251,400</u>
15	<u>216,300</u>	<u>244,400</u>	<u>271,000</u>	15	<u>189,800</u>	<u>222,700</u>	<u>252,600</u>
16	<u>218,400</u>	<u>245,600</u>	<u>271,800</u>	16	<u>191,600</u>	<u>224,200</u>	<u>253,800</u>
17	<u>220,500</u>	<u>246,800</u>	<u>272,600</u>	17	<u>193,500</u>	<u>225,500</u>	<u>254,600</u>
18	<u>221,600</u>	<u>248,000</u>	<u>273,400</u>	18	<u>194,700</u>	<u>226,800</u>	<u>255,800</u>
19	<u>222,700</u>	<u>249,200</u>	<u>274,200</u>	19	<u>196,200</u>	<u>228,200</u>	<u>256,900</u>
20	<u>223,800</u>	<u>250,400</u>	<u>275,000</u>	20	<u>197,600</u>	<u>229,500</u>	<u>258,000</u>
21	<u>224,900</u>	<u>251,500</u>	<u>275,800</u>	21	<u>198,800</u>	<u>230,600</u>	<u>259,200</u>
22	<u>225,800</u>	<u>252,400</u>	<u>276,600</u>	22	<u>200,300</u>	<u>231,700</u>	<u>260,000</u>
23	<u>226,700</u>	<u>253,200</u>	<u>277,400</u>	23	<u>201,700</u>	<u>232,800</u>	<u>260,800</u>
24		<u>254,000</u>	<u>278,200</u>	24		<u>233,900</u>	<u>261,600</u>

改正案					現行				
25		<u>254,800</u>	<u>279,000</u>		25		<u>235,000</u>	<u>262,500</u>	
26		<u>255,600</u>	<u>279,900</u>		26		<u>236,200</u>	<u>263,500</u>	
27		<u>256,400</u>	<u>280,800</u>		27		<u>237,400</u>	<u>264,500</u>	
28		<u>257,200</u>	<u>281,600</u>		28		<u>238,500</u>	<u>265,500</u>	
29		<u>258,000</u>	<u>282,400</u>		29		<u>239,500</u>	<u>266,700</u>	
30		<u>258,800</u>	<u>283,300</u>		30		<u>240,800</u>	<u>268,200</u>	
31		<u>259,600</u>	<u>284,200</u>		31		<u>242,200</u>	<u>269,700</u>	
32		<u>260,400</u>	<u>285,000</u>		32		<u>243,400</u>	<u>271,000</u>	
33		<u>261,200</u>	<u>285,800</u>		33		<u>244,400</u>	<u>272,200</u>	
34		<u>262,000</u>	<u>286,900</u>		34		<u>245,700</u>	<u>273,800</u>	
35		<u>262,700</u>	<u>287,900</u>		35		<u>246,600</u>	<u>275,300</u>	
36		<u>263,500</u>	<u>288,900</u>		36		<u>247,800</u>	<u>276,800</u>	
37		<u>264,400</u>	<u>289,900</u>		37		<u>249,000</u>	<u>278,100</u>	
38		<u>265,200</u>	<u>291,000</u>		38		<u>250,100</u>	<u>279,500</u>	

改正案					現行				
39		<u>266,000</u>	<u>292,000</u>		39		<u>251,100</u>	<u>280,800</u>	
40		<u>266,800</u>	<u>293,000</u>		40		<u>252,100</u>	<u>282,100</u>	
41		<u>267,600</u>	<u>294,000</u>		41		<u>253,000</u>	<u>283,200</u>	
42		<u>268,400</u>	<u>295,000</u>		42		<u>253,800</u>	<u>284,600</u>	
43		<u>269,200</u>	<u>296,000</u>		43		<u>254,600</u>	<u>286,000</u>	
44		<u>270,000</u>	<u>297,000</u>		44		<u>255,400</u>	<u>287,300</u>	
45		<u>270,700</u>	<u>298,000</u>		45		<u>256,200</u>	<u>288,600</u>	
46		<u>271,500</u>	<u>299,200</u>		46		<u>257,400</u>	<u>290,200</u>	
47		<u>272,300</u>	<u>300,300</u>		47		<u>258,600</u>	<u>291,700</u>	
48		<u>273,100</u>	<u>301,400</u>		48		<u>259,700</u>	<u>293,100</u>	
49		<u>273,800</u>	<u>302,500</u>		49		<u>261,000</u>	<u>294,300</u>	
50		<u>274,600</u>	<u>303,600</u>		50		<u>262,300</u>	<u>295,800</u>	
51		<u>275,300</u>	<u>304,700</u>		51		<u>263,400</u>	<u>297,100</u>	
52		<u>276,000</u>	<u>305,800</u>		52		<u>264,400</u>	<u>298,600</u>	

改正案					現行				
53		<u>276,700</u>	<u>306,900</u>		53		<u>265,400</u>	<u>299,900</u>	
54		<u>277,400</u>	<u>308,000</u>		54		<u>266,500</u>	<u>301,300</u>	
55		<u>278,100</u>	<u>309,100</u>		55		<u>267,600</u>	<u>302,700</u>	
56		<u>278,800</u>	<u>310,200</u>		56		<u>268,700</u>	<u>304,000</u>	
57		<u>279,500</u>	<u>311,200</u>		57		<u>269,400</u>	<u>305,000</u>	
58		<u>280,200</u>	<u>312,200</u>		58		<u>270,500</u>	<u>306,200</u>	
59		<u>280,900</u>	<u>313,200</u>		59		<u>271,600</u>	<u>307,400</u>	
60		<u>281,500</u>	<u>314,200</u>		60		<u>272,500</u>	<u>308,800</u>	
61		<u>282,100</u>	<u>315,200</u>		61		<u>273,300</u>	<u>310,100</u>	
62		<u>282,800</u>	<u>316,200</u>		62		<u>274,300</u>	<u>311,300</u>	
63		<u>283,500</u>	<u>317,200</u>		63		<u>275,200</u>	<u>312,500</u>	
64		<u>284,100</u>	<u>318,100</u>		64		<u>276,100</u>	<u>313,700</u>	
65		<u>284,700</u>	<u>319,000</u>		65		<u>276,900</u>	<u>315,000</u>	
66		<u>285,400</u>	<u>319,800</u>		66		<u>277,900</u>	<u>315,800</u>	

改正案					現行				
67		<u>286, 100</u>	<u>320, 500</u>		67		<u>278, 800</u>	<u>316, 500</u>	
68		<u>286, 700</u>	<u>321, 200</u>		68		<u>279, 700</u>	<u>317, 200</u>	
69		<u>287, 300</u>	<u>321, 800</u>		69		<u>280, 660</u>	<u>317, 800</u>	
70		<u>288, 000</u>	<u>322, 500</u>		70		<u>281, 600</u>	<u>318, 500</u>	
71		<u>288, 700</u>	<u>323, 100</u>		71		<u>282, 700</u>	<u>319, 200</u>	
72		<u>289, 300</u>	<u>323, 700</u>		72		<u>283, 700</u>	<u>319, 800</u>	
73		<u>289, 900</u>	<u>324, 300</u>		73		<u>284, 300</u>	<u>320, 400</u>	
74		<u>290, 400</u>	<u>324, 500</u>		74		<u>284, 800</u>	<u>320, 600</u>	
75		<u>290, 800</u>	<u>325, 000</u>		75		<u>285, 300</u>	<u>321, 100</u>	
76		<u>291, 200</u>	<u>325, 500</u>		76		<u>286, 100</u>	<u>321, 600</u>	
77		<u>291, 600</u>	<u>326, 100</u>		77		<u>286, 900</u>	<u>322, 200</u>	
78		<u>291, 900</u>	<u>326, 600</u>		78		<u>287, 500</u>	<u>322, 700</u>	
79		<u>292, 200</u>	<u>327, 100</u>		79		<u>288, 100</u>	<u>323, 200</u>	
80		<u>292, 500</u>	<u>327, 500</u>		80		<u>288, 600</u>	<u>323, 600</u>	

改正案					現行				
81		<u>292, 800</u>	<u>328, 100</u>		81		<u>289, 100</u>	<u>324, 200</u>	
82		<u>293, 100</u>	<u>328, 600</u>		82		<u>289, 600</u>	<u>324, 700</u>	
83		<u>293, 400</u>	<u>329, 000</u>		83		<u>290, 000</u>	<u>325, 100</u>	
84		<u>293, 700</u>	<u>329, 500</u>		84		<u>290, 300</u>	<u>325, 600</u>	
85		<u>293, 900</u>	<u>330, 000</u>		85		<u>290, 500</u>	<u>326, 100</u>	
86		<u>294, 100</u>	<u>330, 400</u>		86		<u>290, 700</u>	<u>326, 500</u>	
87		<u>294, 300</u>	<u>330, 600</u>		87		<u>290, 900</u>	<u>326, 700</u>	
88		<u>294, 500</u>	<u>330, 900</u>		88		<u>291, 100</u>	<u>327, 000</u>	
89		<u>294, 900</u>	<u>331, 300</u>		89		<u>291, 500</u>	<u>327, 400</u>	
90		<u>295, 100</u>	<u>331, 700</u>		90		<u>291, 700</u>	<u>327, 800</u>	
91		<u>295, 300</u>	<u>332, 000</u>		91		<u>291, 900</u>	<u>328, 200</u>	
92		<u>295, 500</u>	<u>332, 300</u>		92		<u>292, 100</u>	<u>328, 600</u>	
93		<u>295, 900</u>	<u>332, 600</u>		93		<u>292, 500</u>	<u>328, 900</u>	
94		<u>296, 100</u>	<u>332, 800</u>		94		<u>292, 700</u>	<u>329, 100</u>	

改正案				現行			
95		<u>296, 300</u>	<u>333, 200</u>	95		<u>292, 900</u>	<u>329, 500</u>
96		<u>296, 600</u>	<u>333, 500</u>	96		<u>293, 200</u>	<u>329, 800</u>
97		<u>296, 900</u>	<u>333, 700</u>	97		<u>293, 500</u>	<u>330, 000</u>
98		<u>297, 100</u>	<u>334, 000</u>	98		<u>293, 700</u>	<u>330, 300</u>
99		<u>297, 300</u>	<u>334, 300</u>	99		<u>293, 900</u>	<u>330, 600</u>
100		<u>297, 600</u>	<u>334, 600</u>	100		<u>294, 200</u>	<u>330, 900</u>
101		<u>297, 900</u>	<u>334, 800</u>	101		<u>294, 500</u>	<u>331, 100</u>
102		<u>298, 100</u>		102		<u>294, 700</u>	
103		<u>298, 300</u>		103		<u>294, 900</u>	
104		<u>298, 600</u>		104		<u>295, 200</u>	
105		<u>298, 900</u>		105		<u>295, 500</u>	

改正案			現行		
ウ 医療職給料表（三）			ウ 医療職給料表（三）		
職務の級	1級	2級	職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額
	円	円		円	円
1	<u>207,700</u>	<u>240,600</u>	1	<u>183,500</u>	<u>211,000</u>
2	<u>209,600</u>	<u>242,800</u>	2	<u>184,900</u>	<u>212,900</u>
3	<u>211,400</u>	<u>245,000</u>	3	<u>186,400</u>	<u>214,900</u>
4	<u>213,100</u>	<u>247,200</u>	4	<u>187,800</u>	<u>216,800</u>
5	<u>214,800</u>	<u>249,400</u>	5	<u>189,300</u>	<u>218,800</u>
6	<u>216,700</u>	<u>250,400</u>	6	<u>190,800</u>	<u>220,600</u>
7	<u>218,500</u>	<u>251,300</u>	7	<u>192,300</u>	<u>222,400</u>
8	<u>220,200</u>	<u>252,200</u>	8	<u>193,800</u>	<u>224,100</u>
9	<u>221,900</u>	<u>253,100</u>	9	<u>195,000</u>	<u>225,800</u>
10	<u>223,900</u>	<u>254,300</u>	10	<u>196,700</u>	<u>227,200</u>

改正案				現行			
11	<u>225,800</u>	<u>255,400</u>		11	<u>198,300</u>	<u>228,500</u>	
12	<u>227,700</u>	<u>256,300</u>		12	<u>199,800</u>	<u>229,400</u>	
13	<u>229,600</u>	<u>257,100</u>		13	<u>201,200</u>	<u>230,800</u>	
14	<u>231,600</u>	<u>257,800</u>		14	<u>203,200</u>	<u>231,800</u>	
15	<u>233,600</u>	<u>258,500</u>		15	<u>205,300</u>	<u>232,800</u>	
16	<u>235,600</u>	<u>259,400</u>		16	<u>207,300</u>	<u>233,700</u>	
17	<u>237,600</u>	<u>260,500</u>		17	<u>209,300</u>	<u>234,800</u>	
18	<u>239,600</u>	<u>261,600</u>		18	<u>211,300</u>	<u>236,200</u>	
19	<u>241,700</u>	<u>262,700</u>		19	<u>213,400</u>	<u>237,600</u>	
20	<u>243,700</u>	<u>263,800</u>		20	<u>215,400</u>	<u>238,700</u>	
21	<u>245,600</u>	<u>264,900</u>		21	<u>217,300</u>	<u>239,800</u>	
22	<u>246,800</u>	<u>266,000</u>		22	<u>219,000</u>	<u>241,400</u>	
23	<u>248,000</u>	<u>267,100</u>		23	<u>220,700</u>	<u>243,100</u>	

改正案				現行			
24	<u>249, 100</u>	<u>268, 200</u>		24	<u>222, 400</u>	<u>244, 500</u>	
25	<u>250, 200</u>	<u>269, 200</u>		25	<u>223, 700</u>	<u>245, 700</u>	
26	<u>251, 100</u>	<u>270, 300</u>		26	<u>225, 000</u>	<u>247, 000</u>	
27	<u>252, 000</u>	<u>271, 400</u>		27	<u>226, 100</u>	<u>248, 400</u>	
28	<u>252, 900</u>	<u>272, 400</u>		28	<u>227, 100</u>	<u>249, 700</u>	
29	<u>253, 700</u>	<u>273, 400</u>		29	<u>228, 200</u>	<u>251, 100</u>	
30	<u>254, 500</u>	<u>274, 100</u>		30	<u>229, 000</u>	<u>252, 100</u>	
31	<u>255, 200</u>	<u>274, 800</u>		31	<u>229, 800</u>	<u>252, 900</u>	
32	<u>255, 900</u>	<u>275, 500</u>		32	<u>230, 500</u>	<u>253, 600</u>	
33	<u>256, 700</u>	<u>276, 200</u>		33	<u>231, 600</u>	<u>254, 400</u>	
34	<u>257, 500</u>	<u>276, 800</u>		34	<u>232, 800</u>	<u>255, 300</u>	
35	<u>258, 300</u>	<u>277, 300</u>		35	<u>233, 900</u>	<u>256, 200</u>	
36	<u>259, 000</u>	<u>277, 800</u>		36	<u>234, 900</u>	<u>256, 900</u>	

改正案				現行			
37	<u>259,700</u>	<u>278,300</u>		37	<u>235,900</u>	<u>257,600</u>	
38	<u>260,600</u>	<u>278,900</u>		38	<u>237,200</u>	<u>258,500</u>	
39	<u>261,500</u>	<u>279,400</u>		39	<u>238,500</u>	<u>259,400</u>	
40	<u>262,300</u>	<u>279,900</u>		40	<u>239,700</u>	<u>260,300</u>	
41	<u>263,100</u>	<u>280,300</u>		41	<u>240,500</u>	<u>260,700</u>	
42	<u>264,000</u>	<u>280,800</u>		42	<u>241,500</u>	<u>261,500</u>	
43	<u>264,800</u>	<u>281,300</u>		43	<u>242,500</u>	<u>262,300</u>	
44	<u>265,600</u>	<u>281,800</u>		44	<u>243,500</u>	<u>263,000</u>	
45	<u>266,400</u>	<u>282,300</u>		45	<u>244,500</u>	<u>263,700</u>	
46		<u>282,800</u>		46		<u>264,400</u>	
47		<u>283,300</u>		47		<u>265,100</u>	
48		<u>283,800</u>		48		<u>265,800</u>	
49		<u>284,300</u>		49		<u>266,500</u>	

改正案				現行			
50		<u>284, 800</u>		50		<u>267, 300</u>	
51		<u>285, 300</u>		51		<u>268, 000</u>	
52		<u>285, 800</u>		52		<u>268, 900</u>	
53		<u>286, 300</u>		53		<u>269, 800</u>	
54		<u>286, 800</u>		54		<u>270, 900</u>	
55		<u>287, 300</u>		55		<u>272, 000</u>	
56		<u>287, 800</u>		56		<u>273, 200</u>	
別表第3（第3条、第4条関係）会計年度任用職員等級別基準職務表 医療職給料表等級別基準職務表 ア 医療職給料表（一） イ 医療職給料表（二） ウ 医療職給料表（三）				別表第3（第3条、第4条関係）会計年度任用職員等級別基準職務表 医療職給料表等級別基準職務表 ア 医療職俸給表（一） イ 医療職俸給表（二） ウ 医療職俸給表（三）			
附 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。							

議案第 3 4 号

能登広域勤労青少年ホーム条例の廃止について

能登広域勤労青少年ホーム条例を廃止する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 大 森 凡 世

能登広域勤労青少年ホーム条例を廃止する条例

能登広域勤労青少年ホーム条例（平成17年能登町条例第140号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 3 5 号

能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 大 森 凡 世

能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 能登町国民健康保険税条例（平成17年能登町条例第56号）の一部を次のように改正する。
 次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
（課税額） 第2条 （略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。 4 （略） （国民健康保険税の減額） 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して	（課税額） 第2条 （略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 （略） （国民健康保険税の減額） 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して

改正案	現行
ては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ （略） 2・3 （略）	ては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ （略） 2・3 （略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の能登町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度以前の年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 3 6 号

能登町児童センター条例の一部を改正する条例について

能登町児童センター条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 大 森 凡 世

能登町児童センター条例の一部を改正する条例
 能登町児童センター条例（平成18年能登町条例第36号）の一部を次のように改正する。
 次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行												
（設置） 第1条 本町は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第40条に規定する児童厚生施設として、同法第35条第3項の規定に基づき、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするため、能登町児童センター（以下「児童センター」という。）を設置する。</u> （名称及び位置） 第2条 前条の規定によって設置する児童センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td></tr> <tr> <td><u>能登町まつなみキッズセンター</u></td><td>能登町字松波13字50番地の2</td></tr> </table> （事業） 第3条 <u>児童センターは、次に掲げる事業を行う。</u> <u>(1) 児童の遊びと体力増進の指導に関すること。</u> <u>(2) 児童の健康増進と情操を豊かにするための事業に関</u>	名称	位置	（略）		<u>能登町まつなみキッズセンター</u>	能登町字松波13字50番地の2	（設置） 第1条 本町は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づき、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするため、能登町児童センターを設置する。 （名称及び位置） 第2条 前条の規定によって設置する児童センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td></tr> <tr> <td><u>まつなみキッズセンター</u></td><td>能登町字松波13字50番地の2</td></tr> </table>	名称	位置	（略）		<u>まつなみキッズセンター</u>	能登町字松波13字50番地の2
名称	位置												
（略）													
<u>能登町まつなみキッズセンター</u>	能登町字松波13字50番地の2												
名称	位置												
（略）													
<u>まつなみキッズセンター</u>	能登町字松波13字50番地の2												

改正案	現行
<u>すること。</u> (3) <u>児童福祉に関する団体の育成に関すること。</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、児童の健全育成に関し必要な事業</u> (職員) <u>第4条</u> (略) (使用者) <u>第5条</u> <u>児童センターを使用できる者は、次に掲げる者とする。</u> (1) <u>児童及びその付添者</u> (2) <u>児童の健全育成を目的とする者</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める者</u> (使用の許可) <u>第6条</u> <u>児童センターを第3条で定める事業以外でしようとする者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。</u> <u>2</u> <u>前項の許可の際、館長は必要な条件を付することができる。</u> <u>3</u> <u>前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当</u>	(職員) <u>第3条</u> (略) (使用の許可) <u>第4条</u> <u>児童センターを第1条に定める目的以外でしようとする者は、使用しようとする日の5日前までに、館長の許可を受けなければならない。</u>

改正案	現行
<u>するときは、児童センターの使用を拒み、又は退館させることができる。</u> <u>(1) 秩序又は風紀を乱すおそれがあるとき。</u> <u>(2) 建物及び附属設備等を損傷するおそれがあるとき。</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、管理運営上支障があるとき。</u> (使用料) <u>第7条 児童センターの使用に係る料金（以下「使用料」という。）は、無料とする。ただし、前条の規定により使用の許可を受けた者は、その使用期日の前日までに、別表に定める額を納付しなければならない。</u> (使用料の不還付) <u>第8条 (略)</u> (使用料の減免) <u>第9条 町長は、特に必要があると認めるときは、第7条の規定にかかわらず、当該使用料を減額し、又は免除することができる。</u> (入館の制限)	(使用料) <u>第5条 前条の規定により使用の許可を受けた者は、その使用期日の前日までに、別表に定める額を納付しなければならない。</u> (使用料の不還付) <u>第6条 (略)</u> (使用料の減免) <u>第7条 町長は、その使用目的、用途その他の情状により、第5条の規定にかかわらず、当該使用料を減額し、又は免除することができる。</u> (入館の制限)

改正案	現行
<u>第10条</u> （略） （指定管理者による管理） <u>第11条</u> （略） <u>2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、この条例中「使用」とあるのは「利用」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。</u> （指定管理者が行う業務の範囲） <u>第12条</u> 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。 （1）・（2） （略） （3） 児童センターの<u>使用料</u>の徴収に関すること。 （4）・（5） （略） （利用料金） <u>第13条</u> （略） <u>（利用料金の収受）</u> <u>第14条</u> <u>第11条の規定により指定管理者に管理を行わせた</u>	<u>第8条</u> （略） （指定管理者による管理） <u>第9条</u> （略） （指定管理者が行う業務の範囲） <u>第10条</u> 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。 （1）・（2） （略） （3） 児童センターの<u>利用に係る料金（以下「利用料金」という。）</u>の徴収に関すること。 （4）・（5） （略） （利用料金） <u>第11条</u> （略）

改正案	現行
<u>場合、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</u> (指定管理者の指定の手続等) <u>第15条 前4条に定めるもののほか、指定管理者の指定の手続等については、能登町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年能登町条例第20号）の定めるところによる。</u> <u>(児童センター運営委員会)</u> <u>第16条 児童センターの適正な運営を図るため、能登町児童センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u> <u>2 委員会は児童センターの運営について町長の諮問に応じ、意見を答申する。</u> <u>3 委員会の委員の定数は10人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</u> <u>(1) 児童福祉関係者</u> <u>(2) 地域組織関係者</u> <u>(3) 教育関係者</u> <u>4 委員会の委員の任期は2年とする。ただし、委員の欠員による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>	(指定管理者の指定の手続等) <u>第12条 前3条に定めるもののほか、指定管理者の指定の手続等については、能登町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年能登町条例第20号）の定めるところによる。</u>

改正案	現行
<u>5 委員の報酬及び費用弁償の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年能登町条例第41号）の規定による。</u> <u>6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u> （委任） <u>第17条</u> （略） 別表（<u>第7条</u>、<u>第13条</u>関係） 能登町児童センター使用料（1時間当たり） （略）	（委任） <u>第13条</u> （略） 別表（<u>第5条</u>、<u>第11条</u>関係） 能登町児童センター使用料（1時間当たり） （略）
附 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。	

議案第 37 号

能登町真脇遺跡縄文館等施設条例の制定について

能登町真脇遺跡縄文館等施設条例を別紙のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 大 森 凡 世

能登町真脇遺跡縄文館等施設条例

(目的)

第1条 この条例は、能登町真脇遺跡縄文館等施設（以下「施設」という。）を設置することで、町民の歴史や文化に対する理解と関心を深め、文化振興に寄与することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
能登町真脇遺跡縄文館	能登町字真脇48字100番地
能登町真脇遺跡体験館	能登町字真脇48字98番地
能登町文化財収蔵庫	能登町字真脇33字25番地
能登内浦のドブネ収蔵庫	能登町字真脇33字25番地
真脇遺跡体験村	能登町字真脇48字地内
真脇遺跡史跡区域	能登町字真脇48字地内（文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって史跡として指定された範囲）

(事業)

第3条 施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文化財の収集、保存管理及び公開に関すること。
- (2) 真脇遺跡及び縄文文化に関する調査研究及び体験学習を通じた普及啓発に関すること。
- (3) 真脇遺跡の史跡整備に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要と認める事業

(入館料)

第4条 施設に入館しようとする者は、別表に定める入館料を納入しなければならない。

2 入館料が必要な施設は、能登町真脇遺跡縄文館、能登町文化財収蔵庫、能登内浦のドブネ収蔵庫とし、共通の入館料とする。

(入館料の不還付)

第5条 既納の入館料は、還付しない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館料の減免)

第6条 町長は、特別の事由があると認めるときは、入館料を減額し、又は免除することができる。

(減免事務の委任)

第7条 町長は、前条の規定による入館料の減額又は免除に係る事務を教育長に委任することができる。

(使用の許可)

第8条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ能登町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

(使用料)

第9条 施設の使用料は、無料とする。

2 教育委員会は、前条の利用を許可する場合において、管理運営上必要があると認めるときは、使用者の負担において必要な条件を付すことができる。
(使用許可の制限)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、施設の使用等を制限することができる。

- (1) 他の使用者に迷惑を掛ける行為をする者
 - (2) 施設の設備等に損傷を与える行為をする者
 - (3) 施設の秩序又は風紀を乱すような行為をする者
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、制限が必要と認める者
- (損害賠償の義務)

第11条 入館者又は使用者は、その責めに帰すべき事由によって、建物、設備及び資料を破損し、汚損し、又は滅失したときは、教育委員会の指示に従いこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(運営委員会)

第12条 施設の円滑な運営を図るため、運営委員会を設置することができる。

2 運営委員会の委員は教育委員会が委嘱するものとする。

(指定管理者による管理)

第13条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、施設の管理を法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に定める事業の実施に関すること。
- (2) 施設の使用の許可に関すること。
- (3) 施設に係る入館料（以下「利用料金」という。）の徴収に関すること。
- (4) その他施設の管理に関し、教育委員会が必要と認める業務

(利用料金)

第15条 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

(指定管理者の指定の手続等)

第16条 前3条に定めるもののほか、指定管理者の指定の手続等については、能登町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年能登町条例第20号）の定めるところによる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(能登町真脇遺跡縄文館条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 能登町真脇遺跡縄文館条例（平成17年能登町条例第94号）
 - (2) 能登町真脇遺跡体験館条例（平成17年能登町条例第95号）
 - (3) 能登内浦のドブネ収蔵庫条例（平成30年能登町条例第8号）
- (経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、前項各号において廃止される条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第4条、第11条関係）

施設入館料

区分	単位	金額	
		個人	団体
一般	1人につき	330円	220円
小学生、中学生、高校生	1人につき	160円	110円

備考

- 1 一般とは、小学生、中学生及び高校生以外の者をいう。ただし、学齢に達しない者は除く。
- 2 団体とは、20人以上の団体をいう。
- 3 この料金は、能登町真脇遺跡縄文館、能登町文化財収蔵庫、能登内浦のドブネ収蔵庫共通の入館料とする。
- 4 この表の金額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額とする。

議案第 3 8 号

能登町立学校設置条例の一部を改正する条例について

能登町立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 大 森 凡 世

能登町立学校設置条例の一部を改正する条例

能登町立学校設置条例（平成17年能登町条例第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案		現行	
別表第2（第2条関係） 中学校		別表第2（第2条関係） 中学校	
名称	位置	名称	位置
能登町立能都中学校	能登町字藤波14字35番地	能登町立能都中学校	能登町字藤波14字35番地
<u>能登町立能都中学校 小木校舎</u>	<u>能登町字小木1丁目1番地1</u>		
能登町立柳田中学校	能登町字柳田礼部3番地	能登町立柳田中学校	能登町字柳田礼部3番地
（略）		（略）	
		<u>能登町立小木中学校</u>	<u>能登町字小木1丁目1番地1</u>
附 則			
この条例は、令和7年4月1日から施行する。			

議案第 3 9 号

請負契約の締結の変更について

請負契約の締結を次のように変更するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 大 森 凡 世

契約金額 4 7 , 2 8 4 , 6 0 0 円を 1 1 2 , 5 5 6 , 4 0 0 円に改める。

議案第 4 0 号

請負契約の締結の変更について

請負契約の締結を次のように変更するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 大 森 凡 世

契約金額 4 8 , 4 4 2 , 9 0 0 円を 1 1 0 , 2 4 8 , 6 0 0 円に改める。

議案第 4 1 号

請負契約の締結の変更について

令和 6 年第 5 回能登町議会 1 0 月会議において議決された議決第 8 2 号「請負契約の締結について」のうち、その一部を次のように変更するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 大 森 凡 世

契約金額 1 1 7 , 7 0 0 , 0 0 0 円を 1 2 5 , 4 0 0 , 0 0 0 円に改める。

議案第 4 2 号

請負契約の締結について

請負契約を次のように締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 大 森 凡 世

- | | |
|---------------|--|
| 1 契 約 の 目 的 | 令和 6 年度 6 災 5 5 6 9 号 町道 1 級藤ノ瀬宇加塚 1 号線道路災害復旧工事 |
| 2 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 3 契 約 金 額 | 7 7 , 3 0 8 , 0 0 0 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 7 , 0 2 8 , 0 0 0 円) |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 住 所 石川県金沢市神田一丁目 1 3 番 1 号
氏 名 北川ヒューテック株式会社
常務取締役金沢本社長 平井 正之 |

議案第 4 3 号

請負契約の締結について

請負契約を次のように締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 大 森 凡 世

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和 6 年度 6 災 5 8 6 2 号 町道鵜川矢波 1 号線道路災害復旧工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 7 1 , 0 2 7 , 0 0 0 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 6 , 4 5 7 , 0 0 0 円) |
| 4 契約の相手方 | 住 所 石川県金沢市増泉三丁目 1 6 番 1 8 号
氏 名 島屋建設株式会社
代表取締役 島 洋之 |

議案第 4 4 号

請負契約の締結について

請負契約を次のように締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 大 森 凡 世

- | | |
|-------------|--|
| 1 契 約 の 目 的 | 令和 6 年度 6 災 9 3 8 2 号 町道恋路 1 号線道路災害復旧工事 |
| 2 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 3 契 約 金 額 | 6 6 , 4 8 4 , 0 0 0 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 6 , 0 4 4 , 0 0 0 円) |
| 4 契約の相手方 | 住 所 石川県金沢市問屋町三丁目 1 7 番地
氏 名 株式会社ソテック
代表取締役 塩田 有恒 |

議案第 4 5 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のように変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 大 森 凡 世

総 合 整 備 計 画 書 (第 1 次 変 更)

石川県鳳珠郡能登町 瑞穂 辺地
(辺地の人口 180 人)
(辺地の面積 6.1 ㎡)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町または字の名称 鳳珠郡能登町字 瑞穂
(2) 地域の中心の位置 鳳珠郡能登町字 瑞穂院10字134番地1
(3) 辺地度数 137 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該地区は、中心部に国道249号が通っており、その国道沿いに民家や耕地が集まっている地域である。
農業経営近代化施設については、地理的条件により大型機械の導入がままならず、生産性向上、低コスト化営農の阻害要因になっており、農業基盤整備を行うことで、耕作放棄地防止、環境条件・生産者意識の向上を図り、地区の活性化につながる。
山田分団の消防ポンプ自動車は、購入から20年以上が経過し老朽化が進んでいるため、早急に更新することで地域の防災力の確保が図れる。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度～令和7年度までの5年間

区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予 定 額
施 設 名	事業主体		特定財源	一般財源	
〔産業振興施設〕 農林漁業経営近代化施設	石川県	50,700	0	50,700	50,700
〔消防施設〕 消防ポンプ自動車	能登町	(27,038) 0	(13,400) 0	(13,638) 0	(13,500) 0
合 計		(77,738) 50,700	(13,400) 0	(64,338) 50,700	(64,200) 50,700

当初計画策定

令和4年3月17日

議案第 4 6 号

能登町農業委員会委員の任命について

次の者を能登町農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

石川県鳳珠郡能登町長 大 森 凡 世

1 住所

2 氏名

3 年齢